

たじみ監督署 安全衛生だより

— 平成28年1月号 —

「ロープ高所作業」による危険防止のため、労働安全衛生規則が改正されました。

平成28年1月1日から施行（特別教育の施行日は平成28年7月1日）

高所で作業を行う場合は、墜落による危険を防止するため、高さ2m以上の場所では作業床の設置（安衛則第518条第1項）が義務付けられていますが、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を行わざるを得ない場合があります。過去には、ビルの外装清掃や法面保護工事などで身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れるなどにより墜落する労働災害が発生しています。

このため、労働安全衛生規則が改正され、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフラインの設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務付けられました。

主な改正の内容

1 ライフラインの設置【安衛則第539条の2】

2 メインロープ等の強度【安衛則第539条の3】

- 1) メインロープ等は十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する。
- 2) メインロープ、ライフライン、身体保持器具は、次の措置を講じ、複数人で確認する。
 - ① メインロープとライフラインは作業箇所の上方の異なる堅固な支持物に、外れないよう確実に緊結する。
 - ② メインロープ、ライフラインは安全に昇降するために十分な長さを確保する。
 - ③ 突起物などでメインロープ、ライフラインが切断するおそれがある箇所に覆い等を設けて切断を防止する措置を講じる。
 - ④ 使用するメインロープに適合する接続器具を用いて、身体保持器具を取り付ける。

3 調査及び記録【安衛則第539条の4】

墜落、物体の落下による危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する。

- ① 作業箇所とその下方の状況
- ② メインロープ等を緊結する支持物の位置、状態、周囲の状況
- ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
- ④ 切断のおそれのある箇所の有無、その位置や状態

4 作業計画【安衛則第539条の5】

3の調査を踏まえ、作業計画を作成して、関係労働者に周知し、計画に従って作業を行う。

5 作業指揮者【安衛則第539条の6】

作業指揮者を選任し、作業計画に基づく作業の指揮、前記の2)の措置の実施点検、安全带・保護帽の使用状況を監視させる。

6 安全带・保護帽【安衛則第539条の8】

ロープ高所作業の従事者に安全带、保護帽を使用させ、ライフラインに適合するグリップを用いて安全带をライフラインに取付けさせる必要がある。

7 作業開始前点検【安衛則第539条の9】

作業開始前にメインロープ等、安全带、保護帽を点検し、異常がある場合は直ちに補修又は取り替える。

8 特別教育【安衛則第36条・第39条、安全衛生特別教育規程第23条】

労働者を「ロープ高所作業」に従事させるときは、特別教育を行う必要がある。

のり面保護工事でのロープ高所作業の例



主要な業種別労働災害発生状況（平成26年と平成27年の比較 12月末現在速報値）

業種別	平成27年 (1月～12月)	平成26年 (1月～12月)	増減数	増減率	構成率
全産業	298	297 (3)	1 (-3)	0.3%	100.0%
製造業	122	121 (1)	1 (-1)	0.8%	40.9%
食料品	31	21	10	47.6%	10.4%
窯業土石	42	39 (1)	3 (-1)	7.7%	14.1%
機械金属等	30	36	-6	-16.7%	10.1%
建設業	32	29 (1)	3 (-1)	10.3%	10.7%
土木工事	8	5 (1)	3 (-1)	60.0%	2.7%
建築工事	14	15	-1	-6.7%	4.7%
運送業	26	25 (1)	1 (-1)	4.0%	8.7%
陸上貨物	23	22 (1)	1 (-1)	4.5%	7.7%
農林・畜産・水産業	4	6	-2	-33.3%	1.3%
商業	33	40	-7	-17.5%	11.1%
小売業	25	37	-12	-32.4%	8.4%
保健衛生業	13	19	-6	-31.6%	4.4%
社会福祉	11	18	-7	-38.9%	3.7%
接客娯楽業	37	38	-1	-2.6%	12.4%
飲食店	9	8	1	12.5%	3.0%
ゴルフ場	25	28	-3	-10.7%	8.4%
清掃・と畜	10	5	5	100.0%	3.4%
上記以外	21	14 (0)	7 (0)	50.0%	7.0%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計したものです。

※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

（裏面へ続く）

災害事例

災害発生概要		ピット上のグレーチング(床)が外れていることに気付かずピットへ転落									
業種	製造業	職種	製造	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	3カ月
発生状況	工場内の別室に物を取りに入室した際、ピット内を洗浄するためにグレーチングが外されていることに気付かず足を踏み外し、ピット内に転落し、グレーチングを支えるアングルに脇腹を強打した。					事故の型		墜落・転落		起因物	開口部
	<p>〈概略図〉</p>										
発生原因	・ピット上のグレーチングが外されていたこと。 ・入室した際にグレーチングが外されていることに気が付かなかったこと。										
再発防止策	・ピット上のグレーチングを外したら、不要なときは元に戻す。 ・グレーチングを外すことによりピット内へ墜落するおそれがある場合は、当該場所へ入室する関係者にその旨を周知すること、また出入口等の見やすい箇所に注意喚起の表示を行う。 ・上記の事項が徹底されるように作業手順書を作成する又は作業前の打合せ時に関係者に周知徹底する。										

災害発生概要		杭打ち作業中、カケヤで手を叩かれ負傷									
業種	建設業	職種	とび・土工	年齢	10代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	4カ月
発生状況	杭を支える者と打つ者と分かれて杭打ちの作業中、杭を支える者がカケヤで叩く箇所へ手を入れたため、カケヤで手を叩かれ負傷した。					事故の型		激突され		起因物	手工具
発生原因	・杭を支える者が杭をカケヤで叩く箇所へ手を入れたこと。 ・杭を支える者とカケヤで杭を打つ者のタイミングがうまく合わなかったこと。										
再発防止策	・杭を打つ者は、支えが必要な間はカケヤを大きく振り下ろさず、少しずつ杭を打ち、大きく振り下ろす時は、周囲に他の者がいないことを確認し、掛け声を掛ける等の合図を行う。 ・杭を支える者は、杭を打つ者の行動から目を離さないようにして杭を支え、杭の頂部等のカケヤで叩く箇所には手を添えない。 ・安全に杭を打つための作業方法、手順を定め、関係者に周知徹底する。										